

県有施設のバリアフリー推進に係る検討結果及び今後の取組（ソフト面）

（1）県有施設のバリアフリー状況調査（ソフト面）の実施

1) 調査対象

知事部局、議会事務局、各行政委員会事務局、企業局、病院局、教育庁、警察本部、不特定多数の県民が利用する公の施設 計589

2) 調査項目

- ・職員対応要領^(注1) … 2問
- ・不当な差別的取扱い^(注2) … 7問
- ・合理的配慮の提供^(注3) … 21問
- ・その他（障害者との関わり等）… 2問

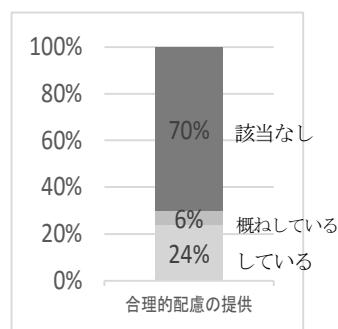
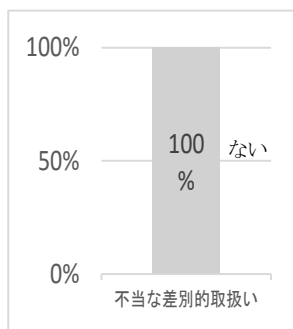
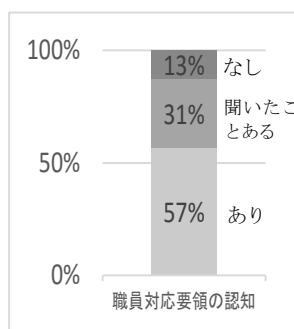
注1) 障害者差別解消法（以下「法」という。）第10条第1項の規定により、地方公共団体は、当該団体の職員が適切に対応するために必要な要領（以下「職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとされている。【努力義務】…県策定済み

注2) 法第7条第1項により、行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。【禁止】

注3) 法第7条第2項の規定により、行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮の提供をしなければならない。【義務（前提条件）】

3) 調査結果

- ・職員対応要領の認知 あり57%、聞いたことある31%、なし13%
- ・不当な差別的取扱い ない100%、ほとんどない0%、少しある0%、ある0%
- ・合理的配慮の提供 している24%、概ねしている6%、あまりしていない0%、していない0%、該当なし70%



4) 分析

- ・職員対応要領については、まだ認知されていない所属があると判明。
- ・不当な差別的取扱いの禁止については、確実に遵守されていた。
- ・合理的配慮の提供については、適切に実行されていた。

(※なお、合理的配慮の提供については、個別の事案ごとに環境整備等の状況が異なることから、その個別状況に応じ総合的・客観的に判断が必要になる。)

(2) 調査結果を踏まえた今後の取組

1) 職員対応要領の周知徹底

職員対応要領について、各職員への周知が図られるよう改めて各所属あて通知を行い、各職員の認知及び更なる対応の向上を図る。

また、併せて、各所属・職員へ具体的な事例を示し、現場での個別状況に応じたより適切な対応の向上を図る。

2) 研修の実施

例年、新規採用職員及び新任管理職員に対して障害者差別解消法や職員対応要領についての研修を行っており、今後も引き続き研修を行うこととする。

(※R3 新任採用職員研修 683 名、R3 新任管理職員研修 154 名)